

NPO 法人ココナススポーツクラブ 規約

クラブ会員規約に関して、本紙は本クラブが管理いたします。会員様の控えに関しては、各自コピーの上管理するようお願いいたします。

第1条 名称

(1) 本クラブの名称を、「NPO 法人ココナ スポーツクラブ」と称する。

第2条 目的

(1) 本クラブは「特定非営利活動法人 ココナ」（以下、本法人）事業の一つである総合型地域スポーツクラブ運営事業を実施するクラブであり、全ての人に対して、スポーツの振興に関する事業を行い、子どもたちをはじめ地域住民の健全育成と、明るく豊かで住みよいまちづくりを推進し、更に、一流の競技者及び指導者の育成を目指し、より良い社会生活の実現に貢献することを目的とする。

第3条 構成

(1) 本クラブはスポーツクラブ役員(以下「クラブ役員」という)・指導者・スポーツクラブ会員(以下「クラブ会員」という)及びその保護者(未成年の場合)をもって構成し、クラブ会員とは本法人の主催するプログラムに参加することを認められた個人をいう。
(2) 本クラブの活動は、指導員ならびにクラブ会員及びその保護者(未成年の場合)との協力により行うものとする。
(3) その他の本クラブが定める約束事に従う。

第4条 入会資格

(1) 本クラブに入会される方は、本法人の目的に賛同し、事業を賛助し、本クラブの目的としたところの趣旨、スポーツクラブ会員規約を承認したもの。コース別に定められた資格に該当するもの。また、運動を行なうに適した健康状態にあるものとする。
(2) 入会する者が未成年者の場合、保護者の同意を得ることを必要とする。
(3) 本クラブ入会希望者は必ず一日体験を行い入会するものとする。

第5条 入会手続

(1) 入会を希望する者は、別に定める「入会申込書」及び、その他必要書類に必要事項を記入し、提出する。
(2) 入会時に伴う料金等は原則として入会日前日までに銀行振込で納付すること。2ヶ月目以降の月会費等に関しては前払いしなければならない。

第6条 会費

(1) 月会費は毎月指定日に会員の指定する金融機関より、自動引き落としにて徴収する。
(2) 練習回数やクラスの変更などにより引落としの変更を希望する場合は、当月の5日までに事務局に申し出ることにより翌月の会費の引き落とし額の調整を行う。当月の6日を過ぎ翌月の5日までに申し出た場合には、翌月の会費の引き落としとして調整となる。なお、一旦納入された会費については返金しないものとする。
(3) 毎年行われるクラブ発表会は全員参加とし、参加料は会員の指定する金融機関より自動引き落としにて徴収する。
(4) 一旦納入された年会費・月会費・スポーツ保険料・イベント参加料等及び諸費は理由の如何に関わらず返還しない。

第7条 更新

(1) 本クラブの更新は年度更新で自動更新とし、年会費・スポーツ保険料(年度・コースにより変更あり)を納めること。
(2) 更新しないものは退会する年度の3月5日までに退会届を持って申し出ることとする。

第8条 スポーツクラブ会員のモラル

本クラブ会員は、次の事項を遵守すること。

(1) クラブ内では指導者の指示に従い、ルールを守ること。
(2) 本クラブの秩序を守り、クラブの目的に添うよう努力すること。
(3) チームワークを尊重し、クラブ会員全員が、活発なスポーツマンとなるよう真面目な行動を心がける。

第9条 退会

(1) 本クラブを退会する場合は、所定の用紙に記入の上、退会を希望する月の5日までに申し出ることにより当月末を退会日とし、翌月分の会費は徴収しない。当月の6日を過ぎ翌月5日までに退会希望した場合には翌月末を退会月とし、同じく翌々月分の会費は徴収しない。なお、一旦納入された年会費・月会費については返還しない。

第10条 休会

(1) 本クラブを休会する場合は、書面を持って申し出ることとする。
(2) 休会の期間は最長1年間までとする。休会を承認された場合、休会月分は納金しないものとする。但し、クラブ内における怪我での休会の場合は、その月の残り回数分の金額を返金するものとする。

第11条 除名・資格の喪失

次の事項に該当するクラブ会員がいた場合、クラブ役員・指導員の判断・協議により除名または資格を喪失することがある。

(1) 本クラブの目的、規約に違反した場合。
(2) 本クラブの名誉を傷つけた場合や秩序を乱した場合。
(3) 月会費等を3ヶ月以上滞納した場合。

第12条 練習

(1) 原則として練習場については、指定時間内以外の使用は禁止する。
(2) 本クラブが指定したユニフォームを着用しなければならない。
(3) 練習日の予約は毎月10日～22日の間に本クラブ指定の方法にて予約することにより翌月有効とする。
(4) 欠席の連絡は練習1時間前までに本クラブの指定する方法で連絡を入れること。3日前までに連絡があった場合のみ同月内であれば振替は可能である。振替日時は本クラブ指定の方法にて予約すること。練習前日や当日の急な欠席による振替は月1回のみ可能とし、2回目以降は振替できない。
(5) 本クラブは、所定の休日以外に、施設整備・その他のやむを得ない理由により、休業することがある。
(6) 用具の指定がある場合は本クラブが指定した物を購入のこと。

第13条 事故・怪我・補償等

(1) クラブ会員が施設を利用する場合の健康管理は自己管理とする。
(2) 指導者は事故が起きないように万全の注意を払うが、練習・試合および、移動中の事故やケガ等、本クラブの活動において発生した不慮の事故による傷害については、スポーツ安全保険を適用し、本クラブは責任を一切負わないものとする。
(3) 保護者などスポーツ保険未加入者が、クラブ活動中に不慮の事故による傷害を被った場合、本クラブは一切責任を負わないものとする。

第14条 盗難

(1) クラブ内での盗難については、個人の管理とし、本クラブはその責任を負わない。

第15条 個人情報

(1) 入会時に入会申込書に記載された個人情報は、本クラブの運営、活動に必要な範囲に限り利用できるものとする。
(2) 本クラブの活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は本クラブに帰属するものとする。この記録物は本法人、スポーツクラブの広報活動や活動記録のために、ホームページやその他の媒体、資料などに使用することがある。

第16条 規約の改正

(1) 本クラブが必要と認めた場合に限り、会費の改正を含む規約の改正をNPO 法人ココナ スポーツクラブスタッフにより、随時改正することができる。尚、その効力は、クラブ会員、全員に及ぶものとする。
(2) 本規約に定められていない必要な事項も随時追加し定めることができる。

第17条 その他厳守事項

本クラブの加入者及びその保護者(未成年の場合)は次の事項を厳守しなければならない。

(1) 児童会員の送迎は、必ず保護者が責任を持って行うものとする。
(2) 公共施設での練習日時は固定曜日・時間の確約ができません。活動の有無及び時間は、日程表で毎回確認すること。
(3) 住所・電話等の変更の場合は、必ず早急に事務局まで連絡すること。

第18条 施行

本規約は2012年4月1日から施行
2016年3月修正 2016年9月修正

これらに同意し入会します。 保護者氏名



以上

※規約の修正はHPにて随時掲示しています。

住所

電話番号

緊急連絡先